



広報こがねい

令和8年5月号
下野警察署
0285-52-0110
小金井交番
0285-44-0045

自転車の安全で適正な利用の促進について

栃木県内では、令和7年中自転車に関係する事故は人身事故の約3割を占めています。そのうち、自転車側の7割強に何らかの法令違反があるため、自転車対策が喫緊の課題となっています。

自転車事故の状況（令和7年中）

発生件数	1063件（前年比 -3）
死者数	8人（前年比 +1）
負傷者数 （うち重傷者）	1044人（前年比 -8） （131人）（前年比 -35）

自転車の安全で適正な利用をお願いします！



自転車に関係する事故の当事者1079人のうち、**高齢者が328人**と最も多く、次いで**高校生が235人**であり、高齢者と高校生で**過半数**を占めています。

事故類型別では、自己転倒などの**単独が442件**と最も多く、次いで**出会い頭が316件**、**右左折時事故が213件**となっています。

～自転車に乗るときはヘルメットをかぶろう～

自転車とヘルメットはワンセット」を合言葉に、自転車を利用する際は、頭部保護に効果のあるヘルメットを必ず着用し、自分の命を守りましょう。

～命を守る反射材について～

自転車に**反射シール**や**反射材用品**を付けることは交通事故防止に非常に有効です。

また、自分自身も靴に**反射シール**を貼り付けたり、**反射タスキ**等の反射材用品を身に着けたりするなど目立つように心掛け、周りの人や車に自分の存在を知らせましょう。



「とちぎポリス」アプリ配信中！



右のQRコードを読み取ってダウンロード！
犯罪・事故発生等のマップ、防犯ブザー機能
SNS等の情報配信機能などを搭載！！

あなたや家族を守る情報や機能がいっぱいのアプリです。



【交通反則通告制度（青切符）導入！！】

令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

自転車安全利用五則等を遵守し、安全で適正な利用をしましょう。

自転車違反

2026年4月1日 青切符導入

16歳以上が対象

青切符の対象となる違反行為の例

- ① 重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
 - ・携帯電話使用等、遮断路切立入り、自転車制動装置不良
- ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
 - ・信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけたとき
 - ・違反を同時に2つ以上行っている（傘を差しながら信号無視）など
- ③ 警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど

自転車の主な交通違反

<p>並進走行・二人乗り</p> <p>歩道通行時の通行方法（徐行・停止）</p> <p>3,000円</p>	<p>指定場所一時不停止等</p> <p>傘差し・イヤホン使用</p> <p>5,000円</p>
<p>右側通行</p> <p>信号無視</p> <p>6,000円</p>	<p>遮断路切立入り</p> <p>携帯電話使用等（保持）</p> <p>7,000円</p>

詳しくはこちらから

TOCHIGI POLICE

交通反則通告制度

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へは移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

～ 自転車運転者講習について ～

自転車運転中に危険行為を繰り返す（3年のうちに2回）と、自転車運転者講習の対象となります。

講習の対象となり、受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。

自転車を運転する際は、ルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。

16のNO! 自転車危険行為

「自転車運転者講習」受講対象 ※下記の「法」とは「道路交通法」のことです。

- 1 信号無視 法第3条違反
- 2 通行禁止違反 法第5条第1項違反 ※警察官長の許可を得た場合は除きます。
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反） 法第9条違反
- 4 通行区分違反 法第17条第1項、第4項又は第6項違反
- 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 法第17条の2第2項違反
- 6 遮断路切立入り 法第36条第2項違反
- 7 交差点安全進行義務違反等 法第36条違反
- 8 交差点優先妨害 法第37条違反
- 9 環状交差点安全進行義務違反等 法第37条の2違反
- 10 指定場所一時不停止等 法第43条違反
- 11 歩道通行時の通行方法違反 法第53条の4第2項違反
- 12 制動装置不良 法第53条の9第1項違反
- 13 酒酔い、酒気帯び運転 法第55条第1項違反
- 14 安全運転義務違反 法第70条違反
- 15 携帯電話使用等 法第71条第5項の5違反
- 16 妨害運転 法第117条の2第1項第4号、法第117条の2第2項第1号違反 ※他の車両等の通行を妨害する旨で、警察に通報された場合のみ

上記の危険な行為を過去3年以内に2回以上摘発されると...

自転車運転者講習の受講が命じられます。
※受講義務の対象となるのは14歳以上。

命令を受けてから、3か月以内の指定された期間内に受講しないと...

5万円以下の罰金

講習の時間：3時間 講習手数料：6,150円

事故を起こせば加害者としての責任を問われることも...
万が一の事故に備えて、「自転車保険等」に加入しましょう。

自転車違反!

自転車ルールブック詳細はこちらから →